

令和4年門審第42号

裁 決

漁船AモーターボートB衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官甲斐繁利出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

受審人 b を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和3年10月24日14時50分

福岡県女島南方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

モーターボートB

総トン数	5.86トン	2.6トン
登録長	11.95メートル	6.67メートル
機関の種類	ディーゼル機関	電気点火機関
出力	264キロワット	99キロワット

3 事実の経過

Aは、船体後部に操舵室を配し、同室前部中央に舵輪、その右舷側にGPSプロッター、左舷側にレーダーをそれぞれ装備し、舵輪の後方に操縦席を設けたFRP製漁船で、a受審人ほか2人が乗り組み、刺し網漁の目的で、船首0.3メートル船尾1.2メートルの喫水をもって、令和3年10月24日11時30分福岡県脇田漁港を発し、同県女島北西方沖合の漁場に向かった。

a受審人は、漁場に到着して付近で移動しながら操業を行ったのち、帰途に就くこととし、操縦席に腰を掛け、脇田漁港付近までを表示させたGPSプロッターを作動させ、レーダーを休止したままとして14時30分白島国家石油備蓄基地船溜り西防波堤灯台（以下「白島西防波堤灯台」という。）から309度（真方位、以下同じ。）3.7海里の地点を発進し、直ちに針路を145度に定めて自動操舵とし、10.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

a受審人は、14時48分白島西防波堤灯台から261度1.1海里の地点に達したとき、正船首620メートルのところに、漂泊中のBを視認することができ、その後、Bがほとんど動かないことから漂泊中であることが分かり、同船に向け衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、GPSプロッターで脇田漁港付近の方向を確かめることに気をとられ、見張りを十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

a受審人は、Bを避けることなく続航し、14時50分白島西防波

堤灯台から243度1.0海里の地点において、Aは、原針路及び原速力で、その左舷船首部がBの船首に、前方から5度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風力2の東風が吹き、潮候は下げ潮の中央期に当たり、視界は良好であった。

また、Bは、船体中央部に操舵室を配し、同室前部右舷側に舵輪、その前方に魚群探知機を、左舷側にGPSプロッターをそれぞれ装備し、舵輪の後方に操縦席を設け、有効な音響による信号を行うことができる手段として呼子笛を備えたFRP製モーターボートで、b受審人が1人で乗り組み、知人1人を乗せ、釣りの目的で、船首0.2メートル船尾0.8メートルの喫水をもって、同日06時30分脇田漁港を発し、女島南方沖合の釣り場に向かった。

b受審人は、06時40分釣り場に到着して釣りを開始し、釣り場の移動を繰り返しながら漂泊して釣りをを行い、14時40分衝突地点付近で、船首を北西方に向け、機関を中立運転として漂泊を開始した。

14時40分少し過ぎb受審人は、右舷前方約1.6海里のところに、Aを初認し、程なく、同船が女島西方沖合に向かって南下し、自船に接近することを認めたのち、釣りを再開した。

b受審人は、14時48分衝突地点で、船首が320度を向いていたとき、Aが右舷船首5度620メートルのところとなり、その後同船が自船に向かって衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、航行中の他船が漂泊中の自船を避けるものと思い、Aに対する動静監視を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

b受審人は、Aに対して避航を促す音響信号を行わず、更に同船が接近しても、衝突を避けるための措置をとらずに漂泊を続け、14時50分僅か前船首至近に迫ったAを認めたものの、どうすることもで

きず、Bは、船首が320度を向いたまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは左舷船首部外板に亀裂を、Bは船首部外板に亀裂等をそれぞれ生じたが、のちいずれも修理された。

(航法の適用)

本件は、女島南方沖合において、航行中のAと漂流中のBとが衝突したものである。

衝突地点は、特別法である港則法及び海上交通安全法の適用がないことから、一般法である海上衝突予防法を適用することとなるが、同法には航行中の船舶と漂流中の船舶との関係についての航法規定がないので、本件は、同法第38条及び第39条の船員の常務によって律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、女島南方沖合において、航行中のAが、見張り不十分で、漂流中のBを避けなかったことによって発生したが、Bが、動静監視不十分で、避航を促す音響信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

a 受審人は、女島南方沖合において、脇田漁港に向けて航行する場合、周囲の他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、GPSプロッターで同漁港付近の方向を確かめることに気をとられ、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、前路で漂流中のBに気付かず、同船を避けることなく進行してBとの衝突を招き、A及びBにそれぞれ損傷を生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か

月停止する。

b 受審人は、女島南方沖合において、釣りをを行うため漂泊中、自船に接近するAを認めた場合、衝突のおそれがあるかどうかを判断できるよう、同船に対する動静監視を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、航行中の他船が漂泊中の自船を避けるものと思い、Aに対する動静監視を十分に行わなかった職務上の過失により、同船が自船に向かって衝突のおそれがある態勢で接近する状況に気付かず、避航を促す音響信号を行うことも、衝突を避けるための措置をとることもなく漂泊を続けて同船との衝突を招き、A及びBにそれぞれ損傷を生じさせるに至った。

以上のb受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和5年5月23日

門司地方海難審判所

審判官 山 岸 雅 仁